

令和2年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和2年7月30日（木） 午後2時 開議
城辺庁舎2階 会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第6回定例会）

日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第7回臨時会）

日程第4 報告 教育長報告

日程第5 議案第15号 宮古島市学力向上対策補助金交付要綱の廃止について

日程第6 議案第16号 宮古島市研究指定校（園）指定要綱の一部改正について

日程第7 議案第17号 学校における新型コロナウイルス発生時の対応について

日程第8 報告第3号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正）

日程第9 報告第4号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正）

日程第10 議案第18号 宮古島市教育委員会職員の人事異動について

日程第11 その他

議案第 15 号

宮古島市学力向上対策補助金交付要綱の廃止について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 7 月 30 日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

令和 2 年度予算要求において、本市財政課より通知があり、学力向上に関する予算については各学校予算としたことから、要綱を廃止する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学力向上対策補助金交付要綱を廃止する訓令

宮古島市学力向上対策補助金交付要綱（平成 23 年宮古島市教育委員会訓令第 15 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

宮古島市研究指定校（園）指定要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 2 年 7 月 30 日提出

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市学力向上対策補助金交付要綱（平成 23 年宮古島市教育委員会訓令第 15 号）の廃止に伴い、要綱の一部を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市研究指定校（園）指定要綱の一部を改正する訓令

宮古島市研究指定校（園）指定要綱（平成 23 年宮古島市教育委員会訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「に対する助成・援助」を削り、同条中「対し」を「ついて」に改め、「毎年度」を削り、「必要な補助金を交付し、又は経費の一部又は全部を市費で支弁するものと」を「措置」に改める。

第 9 条中「前条の補助金」を「第 2 条の規定により指定」に、「補助金を受けた」を「指定を受けた」に、「翌年度 4 月 20 日」を「末日」に、「補助金実績報告書」を「実績報告書」に改める。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

報告第3号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年7月30日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

【提案理由】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休園措置を行ったことに伴い、教育週数確保のため幼稚園の夏季休業日について、休業期間を改正する必要があるため本案を提出します。

宮古島市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立幼稚園管理規則（平成 17 年宮古島市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における夏期休業日の特例）

3 令和 2 年度における夏期休業日は、第 6 条第 4 号の規定にかかわらず、令和 2 年 8 月 15 日から 8 月 31 日までとする。ただし、特に必要のある場合には、園長の申出により、その間における 5 日以内を保育日とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第4号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和2年7月30日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

【提案理由】

幼稚園管理規則の教育週数確保のため幼稚園の夏季休業日について一部改正を行ったことに伴い、幼稚園預かり保育の夏季休業期間について改正をする必要があるため。

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成 27 年宮古島市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「次の各号に掲げる日は」を「学年始休業日、夏期休業日、冬期休業日及び学年末休業日の期間は」に改め、同条同項第 1 号及び第 2 号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第18号

宮古島市教育委員会職員の人事異動について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和2年7月30日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

教育委員会職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により承認を得る必要があるため、本案を提出します。